㊝

令和８年 10 月 30 日

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明　殿

石川地方最低賃金審議会
石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　田中　英男

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 31 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）	（労働者代表委員）	（使用者代表委員）
奥井 めぐみ	上岡　純一	畦内　一夫
田中　秀男	西田　　翔	井上　秀道
舟橋　秀明	宮永　貴之	田中　　豊

別紙

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

石川県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　電子部品・デバイス・電子回路製造業

⑵　民生用電気機械器具製造業

⑶　電子応用装置製造業

⑷　情報通信機械器具製造業

⑸　⑵又は⑶に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

⑹　純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑷までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　　１，１２０円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
令和８年 12 月 31 日